

金融庁
農林水産省告示第●号

内閣府
農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号）第四十九条第一項第五号

二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

農林水産大臣 中川 昭一

農林中央金庫法施行規則第四十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断する

ための基準を定める件（平成十八年三月農林水産省告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（単体における事業年度の開示事項）

第二条 農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号。以下「規則」とい

う。）第四十九条第五号ニに規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 自己資本調達手段の概要
- 二 農林中央金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称及び変更があった場合にはその理由
 - (2) エクスポートページャーの種類と使用する適格格付機関等の関係
 - ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) 農林中央金庫が使用する内部格付手法の種類
 - (2) 内部格付制度の概要
 - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 ((iv) 及び (v))について、預金者等が農林中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと

判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人等向けエクスポートージャー
- (ii) 株式等エクスポートージャー（株式等エクスポートージャーに対するリスク・アセットの計算にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
- (iii) 居住用不動産向けエクスポートージャー
- (iv) 適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー
- (v) その他リテール向けエクスポートージャー

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

- 農林中央金庫が証券化エクスポートージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

二 証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格付機関の名称及び証券化エクスポートージャーの種類と使用する適格格付機関の関係

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

- マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称。標準的方式及び内部モデル方式をそれぞれ使用する場合は、各モデルを使用するポートフォリオの範囲。

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

二 マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

ホ 内部モデル方式を使用する場合は、使用するモデルの概要並びにバック・テストティング及びストレス・テストの説明

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

- オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称。部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。

ハ 先進的計測手法を使用する場合は、次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無。保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要。

八 銀行勘定における株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 農林中央金庫が用いた銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及びこのうち次に掲げる事項の額

(1) 資本金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 自己資本比率告示第十七条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(4) その他の資本調達額

(5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第十七条第一項第四号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目及び同告示第十九条に定める準補完的項目の合計額

ハ 自己資本比率告示第二十条に定める控除項目の額

二 自己資本の額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（口の金額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(iii) 及び(iv)について、預金者等が農林中央金庫のリテール業務のリスク・プロファイルの理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人等向けエクスポート

(ii) 居住用不動産向けエクスポート

(iii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート

(iv) その他リテール向けエクスポート

(3) 証券化エクスポート

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポートのポートフォリオの区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクspoージャー

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクspoージャー

(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクspoージャー

ハ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び農林中央金庫が使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとの所要自己資本の額）

(2) 内部モデル方式

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び農林中央金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ホ 単体自己資本比率及び単体における基本的項目比率（自己資本比率の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。以下同じ。）

ヘ 単体総所要自己資本額（単体自己資本比率の分母の額にハパーセントを乗じた額をいう。第五条において同じ。）

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及び期中平均残高（期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。）並びにエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(2) 業種別又はカウンターパーティー別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクspoージャー又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及び次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又はカウンターパーティー別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(2) 業種別又はカウンターパーティー別

- ホ 業種別又はカウンターパーティー別の貸出金償却の額
- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高（格付が付与されているポートフォリオの割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号（第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額
- ト 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライアリヤに割当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百三十条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合、リスク・ウェイトの区分ごとの残高
- チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEAD並びにオフ・バランス資産項目のEAD。
先進的内部格付手法を適用する場合は債務者格付ごとのLGD及びエクspoージャーの種類ごとのEADの加重平均値並びに信用供与の未引出額。
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値並びに残高
- (3) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項
(i) プール単位でのPD、LGD及びリスク・ウェイトの加重平均値、プールごとのオン・バランス資産項目のEAD、オフ・バランス資産項目のEAD、エクspoージャーの種類ごとのEADの加重平均値並びに信用供与の未引出額
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの損失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減効果が勘案

された部分に限る。) の額 (包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの額。

- (1) 適格金融資産担保
- (2) 適格資産担保 (農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用する場合に限る。)
 - 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー (信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。) の額。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの額。

五 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

- イ 農林中央金庫が証券化を行ったエクspoージャーの合計額及び資産譲渡型証券化取引に係るエクspoージャーと合成型証券化取引に係るエクspoージャーの内訳並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
- ロ 農林中央金庫が証券化を行ったエクspoージャーのうち、三月以上延滞エクspoージャーの額又はデフォルトしたエクspoージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
- ハ 保有する証券化エクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- ニ 保有する証券化エクspoージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- ホ 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により自己資本から控除した証券化エクspoージャーについて、原資産の種類別の額
- ヘ 早期償還条項付の証券化エクspoージャーについて、原資産の種類別の次に掲げる事項
 - (1) 農林中央金庫がセラーとして留保する早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び投資家の保有に係る早期償還条項付の証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額の合計額
 - (2) 農林中央金庫がセラーとして留保する証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (3) 投資家の保有に係る証券化エクspoージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要

自己資本の額

- ト 当期に証券化を行ったエクスポート・リスキーの概略（当期に証券化を行ったエクスポート・リスキーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- チ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- リ 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- 六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
 - イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
 - ロ バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値を大幅に上回った場合についての説明
- 七 銀行勘定における株式等エクスポート・リスキーに関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式その他これに類する株式等エクスポート・リスキー（以下「上場株式等エクスポート・リスキー」という。）及びそれ以外の株式等エクスポート・リスキー
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券
 - ロ 株式等エクスポート・リスキーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ホ 自己資本比率告示第十八条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額
 - ヘ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポート・リスキーの貸借対照表計上額及び株式等エクスポート・リスキーのポートフォリオの区分ごとの額
 - ハ 銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第五十条第三号ハに規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第三条に定める連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要

な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

二 自己資本比率告示第八条第一項第二号イ及びロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第八号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの及び同項第九号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

二 自己資本調達手段の概要

三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等の名称及び変更があった場合にはその理由

(2) エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 連結グループが使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要 ((iv) 及び (v))について、預金者等が農林中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人等向けエクスポージャー

(ii) 株式等エクスポージャー (株式等エクspoージャーに対するリスク・アセットの算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。)

(iii) 居住用不動産向けエクspoージャー

(iv) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー

(v) その他リテール向けエクspoージャー

五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが証券化エクspoージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

ニ 証券化エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格付機関の名称及び証券化エクspoージャーの種類と使用する適格格付機関の関係

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称。標準的方式及び内部モデル方式をそれぞれ使用する場合は、各モデルを使用するポートフォリオの範囲。

ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

ニ マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

ホ 内部モデル方式を使用する場合は、使用するモデルの概要並びにバック・テストティング及びストレス・テストの説明

ハ オペレーションル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称。部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。

ハ 先進的計測手法を使用する場合は、次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無。保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要。

九 銀行勘定における株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが用いた銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第八条第一項第二号イ及びロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及びこのうち次に掲げる事項の額

(1) 資本金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分に相当する額の合計額

(4) 自己資本比率告示第五条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合

(5) その他の資本調達額

(6) 自己資本比率告示第五条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目

から控除した額

(7) 自己資本比率告示第五条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額

口 自己資本比率告示第六条に定める補完的項目及び同告示第七条に定める準補完的項目の合計額

ハ 自己資本比率告示第八条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（口の金額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((iii) 及び(iv)について、預金者等が農林中央金庫のリテール業務のリスク・プロファイルの理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人等向けエクスポート

(ii) 居住用不動産向けエクスポート

(iii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート

(iv) その他リテール向けエクスポート

(3) 証券化エクスポート

口 内部格付手法が適用される株式等エクスポートに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポートのポートフォリオの区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポート及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポート

(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポート

(2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポート

ハ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとの所要自己資本の額）

(2) 内部モデル方式

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法

ホ 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率

ヘ 連結総所要自己資本額（連結自己資本比率の分母の額にハパーセントを乗じた額を
いう。第五条において同じ。）

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高（期末残高がそ
の期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。）並びにエクspo
ージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる
区分ごとの額

- (1) 地域別
- (2) 業種別又はカウンターパート別
- (3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクspoージャー又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高
及び次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又はカウンターパート別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について、次に掲げる
区分ごとの期末残高及び期中の増減額

- (1) 地域別
- (2) 業種別又はカウンターパート別

ホ 業種別又はカウンターパート別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクspoージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごと
の信用リスク削減効果勘案後の残高（格付が付与されているポートフォリオの割合が
信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には区分を要しない。）並びに自己
資本比率告示第八条第一項第三号及び第六号（第百四条及び第百十三条第一項におい
て準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリ
アに割当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される
株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百三十条第三項及び第五項並
びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合、リスク・ウェ
イトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク
削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイト

の加重平均値、オン・バランス資産項目のEAD並びにオフ・バランス資産項目のEAD。先進的内部格付手法を適用する場合は債務者格付ごとのLGD及びエクスポージャーの種類ごとのEADの加重平均値並びに信用供与の未引出額。

- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値並びに残高
 - (3) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項
 - (i) プール単位でのPD、LGD及びリスク・ウェイトの加重平均値、プールごとのオン・バランス資産項目のEAD、オフ・バランス資産項目のEAD、エクspoージャーの種類ごとのEADの加重平均値並びに信用供与の未引出額
 - (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- 又 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクspoージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの損失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比

五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの額。

- (1) 適格金融資産担保
 - (2) 適格資産担保（農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用する場合に限る。）
- ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。）の額。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの額。

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- イ 連結グループが証券化を行ったエクスポージャーの合計額及び資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャーと合成型証券化取引に係るエクスポージャーの内訳並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
- ロ 連結グループが証券化を行ったエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
- ハ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- ニ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- ホ 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により自己資本から控除される証券化エクスポージャーについて、原資産の種類別の額
- ヘ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、原資産の種類別の次に掲げる事項
 - (1) 連結グループがセラーとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び投資家の保有に係る早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額の合計額
 - (2) 連結グループがセラーとして留保する証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (3) 投資家の保有に係る証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- ト 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- チ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- リ 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- 七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
 - イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
 - ロ バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値を大幅に上回った場合についての説明
- 八 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式等エクスポージャー及びそれ以外の株式等エクスポージャー

(2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券

- 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 自己資本比率告示第六条第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額
- ヘ 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

九 銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(半期の開示事項)

第四条 規則第五十一条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第五十一条の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 単体自己資本比率及び連結自己資本比率
- 二 単体及び連結における基本的項目比率
- 三 単体及び連結における自己資本の額
- 四 単体及び連結における基本的項目の額
- 五 単体総所要自己資本額及び連結総所要自己資本額

附 則

- 1 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、農林中央金庫が先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する場合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第二条第三項第三号又及び第三条第三項第四号又に掲げる開示事項は、平成二十二年三月三十一日から適用する。